判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

									(50)
				資料番号	20		担当課	環境・ゼロカ	
				貝科雷力	20		1旦3味	ーボン推進課	
	法令名	土壤汚染対策法施行規則	根拠条項	第43条第1号		許認可等	要措置区域内における帯水層		
	(公下)					の内容	の深さに係る確認		

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に 掲げる行為については、この限りでない。

〔中略〕

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第四十四条 第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式 第十二による申請書を提出しなければならない。

[中略]

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 [中略]
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該 地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の 深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号ロの確認をするも のとする。
- 4 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。
- 5 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。